

### 3. 掲示教育に関する規程

第1条 この規程は本校の教育目標を達成するため校内掲示を奨励し、併せて掲示に関する秩序を維持し、学園の美化、教育環境の整備をはかることを目的とする。

第2条 掲示物は、原則として、掲示係の許可を得るものとする。

第3条 掲示は、原則として既設の掲示板を利用する。ただし、掲示係が必要と認めたときは、他の場所へも掲示することができる。

第4条 掲示物をはる時、のり、ボンドなどを使用しない。（押しピン、セロテープ等を使用すること）

第5条 掲示物は、学校、PTA、生徒会、クラブ等の発行したもの、もしくはそれと密接な関連のあるものに限る。

第6条 生徒会、クラブ、部の掲示物は顧問を通して掲示係の認印をもってはじめて許可する。

第7条 各学級の掲示物（時間割、清掃分担表、学級組織表、連絡のプリント等）は、担任の指導のもとに掲示することができる。

第8条 下記のものについては、学校長の判断で撤去することができる。

- (1) 本校の教育目標に反する内容のもの
- (2) 掲示許可済印のないもの
- (3) 著しく美観を壊すもの
- (4) 掲示期間がすぎたもの